

地方創生における政府関係機関移転の取組

徳田 貴子

(行政監視委員会調査室)

1. はじめに
2. 今回の取組の経緯
 - (1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定
 - (2) 政府関係機関移転に関する有識者会議における検討
 - (3) まち・ひと・しごと創生本部による移転基本方針の決定
3. 移転基本方針等による政府関係機関移転の概要
 - (1) 目的・視点
 - (2) 研究機関・研修機関等の移転
 - (3) 中央省庁の移転
 - (4) ICTの活用
4. 東京一極集中是正のための政府関係機関移転に関する過去の取組
 - (1) 筑波研究学園都市
 - (2) 多極分散型国土形成促進法等に基づく国の行政機関等の移転
 - (3) 国会等の移転
5. 今回の取組をめぐる国会論議
6. 今回の取組の特徴
 - (1) 地方創生としての視点
 - (2) 研究機関・研修機関等の移転
 - (3) 文化庁の地方移転
7. おわりに

1. はじめに

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(平成26年12月27日閣議決定。以下「総合戦略」という。)の中に、政府関係機関の移転が明記されてから3年近くが経ち、各機関は移転等の実施段階に入っている。第三次安倍内閣の主要政策「地方創生」の目玉として注目され、地方からも期待された政策である。その一方で、東京一極集中是正のための政府関係機関

の地方移転は、これまでも様々な形で取り組まれてきている。

今回の取組がこれまでの取組とどのように違い、どの程度の成果を挙げられるのか。移転機関など一定の方向性が決まり、各機関が移転等の実施段階へと入った今、今回の政府関係機関移転の経緯や概要をまとめるとともに、過去の取組等も踏まえ、その特徴を見ていきたい。

2. 今回の取組の経緯

(1) まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定

まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、平成 26 年 12 月 27 日に閣議決定された総合戦略では、「政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。）の中には、地方の発展に資するものが存在することが指摘されており、こうした政府関係機関について、地方からの提案を受ける形で地方への移転を進めることが、地方への新しいひとの流れをつくることに資すると考えられる。」とされ、施策の一つとして政府関係機関の地方移転が明記された。

具体的には、政府関係機関（独立行政法人等の関連機関を含む。以下同じ。）について、2014 年度（平成 26 年度）内に各府省庁が所管している研究機関・研修所等のリストを作成し、2015 年度（平成 27 年度）には道府県等は誘致のための条件整備の案を付して機関誘致を提案する。それを受けてまち・ひと・しごと創生本部¹において必要性や効果を検証した上で移転すべき機関を決定し、2016 年度（平成 28 年度）以降その具体化を図るとしている。

これを受け、平成 27 年 3 月 3 日に内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局（以下「事務局」という。）は、道府県²に対し「地方創生に資すると考えられる政府関係機関の地方移転に係る提案について」を通知、提案の締切りを平成 27 年 8 月末日とした。

この間、平成 27 年 6 月 30 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」の中でも、政府関係機関移転の適切な推進が明記されている。なお、同日にまち・ひと・しごと創生本部が総合戦略に基づき、独立行政法人酒類総合研究所東京事務所（東京都北区）を同研究所広島事務所（広島県東広島市）内に移転することを決定している。

また、平成 27 年 12 月 24 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2015 改訂版）」では、「今後の政府関係機関の新設に当たっては、真に東京圏内での立地が必要なものをのぞき、東京圏外での立地を原則とする」という方針が示されている。

(2) 政府関係機関移転に関する有識者会議における検討

平成 27 年 8 月 7 日に、政府関係機関の地方移転について検討するため、「政府関係機関移転に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）の開催が決定された（地方創生

¹ まち・ひと・しごと創生本部は、まち・ひと・しごと創生法（平成 26 年法律第 136 号）に基づき、まち・ひと・しごと創生総合戦略の推進を図るため、内閣に設置されている。本部長は内閣総理大臣、副本部長は国務大臣をもって充て、本部員は本部長及び副本部長以外の全ての国務大臣となっている。

² 提案資格者は、東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）以外の道府県又は府県域を越える広域連合。

担当大臣決定)。

有識者会議では、提案の締切りである平成27年8月末日までであった42道府県からの69機関の提案³と、それに対する事務局のヒアリング等を基に話し合いが行われた。第3回有識者会議(平成27年12月17日)では、「政府関係機関の地方移転に係る対応方針」(以下「対応方針」という。)の案が事務局から提示されるとともに、「政府関係機関の地方移転について—対応方針取りまとめに当たって—」⁴が有識者一同より提示され、翌18日、事務局により対応方針が取りまとめられた。

対応方針では、政府関係機関を①研究機関・研修機関等、②中央省庁の2つに分け、①については、「具体的な検討を進める提案」として48件⁵を挙げ(これに該当しないものも、道府県が希望するものは、引き続き検討。)、27年度末までに成案を得ることを目指すとした。②については、別途論点整理を踏まえ、同じく27年度末までに成案を得ることを目指すとした。

その後の「政府関係機関移転に関する事務局・有識者合同意見交換」(平成28年1月27日)では、中央省庁7機関(文化庁、消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁)及びそれに関連する独立行政法人等について意見交換が行われ、第4回有識者会議(平成28年3月3日)では、「中央省庁の地方移転の基本的考え方」がまとめられている。

(3) まち・ひと・しごと創生本部による移転基本方針の決定

これら有識者会議等での検討を踏まえ、第9回まち・ひと・しごと創生本部会合(平成28年3月22日)において、「政府関係機関移転基本方針」(以下「移転基本方針」という。)が決定された。移転基本方針では、研究機関・研修機関等と中央省庁について、それぞれ対象機関や今後の方針が示された。

研究機関・研修機関等については、23機関50件⁶を一部又は全部移転とし、各取組において年次プランを作成、政府においてフォローアップを行うとした。

中央省庁(府県から中央省庁と一体として移転を提案されている独立行政法人等を含む。以下同じ。)については、7機関(文化庁、消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁)を、それに関連する独立行政法人等とともに、全面的な移転、移転に向けた検証、地方拠点の体制整備の3つの方向性に分け、それぞれ同年8月末までに具体的な結論を得るとした。

その後、中央省庁は移転基本方針に基づいてそれぞれが実証実験⁷や検討を行い、同年9

³ 東京圏及び鹿児島県を除く42道府県。同じ機関に対し、複数の道府県から提案があったものは、1機関と数えている。中央省庁関連の提案は7機関で、それ以外は研究機関・研修機関等に関する提案であった。

⁴ 政府関係機関の移転について、今後の検討を進めていく上で重要な視点をまとめたもの。

⁵ 同じ機関でも、提案道府県が違うものは1件と数える。

⁶ 対応方針で示された「具体的な検討を進める提案」の48件に1件が追加され、全面移転済みの(独)酒類総合研究所東京事務所も1件と数えている。

⁷ 実証実験を行ったのは、文化庁、消費者庁、総務省統計局である。これは、地方において業務が行えるかという実証実験だけでなく、国の業務においてICTをどのように活用できるかという実証実験を含む。(3.(4)ICTの活用を参照。)

月1日の第12回まち・ひと・しごと創生本部会合において、主に中央省庁の今後の具体的な対応方向を取りまとめた「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」が決定された。

3. 移転基本方針等による政府関係機関移転の概要

(1) 目的・視点

政府関係機関移転の目的は、「東京の一極集中を是正するため、地方の自主的な創意工夫を前提に、それぞれの地域資源や産業事情等を踏まえ、地方における『しごと』と『ひと』の好循環を促進すること」⁸とされている。

移転基本方針では、「その機関が地方に移転することによって、①地方創生の視点から、地域の『しごと』と『ひと』の好循環につながるか、②当該機関のミッションを踏まえ、全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか、③『なぜ、そこか』について移転先以外を含めた理解が得られるか、④地元の自治体・民間等の協力・受入体制はどうか、といった点について、国の新たな財政負担は極力抑制し、組織・人員の拡充方向が出されているもの以外は肥大化を抑制することを前提に」、方針を取りまとめている。上記に加え、研究機関は、地域イノベーション創出の可能性等の視点から、研修機関等については、研修の効果及び効率性を損なわず、その地で行うことによる付加価値等があるかなどの視点から、検討が行われた。また、中央省庁については、危機管理等官邸をはじめ関係機関との連携や国会対応業務に支障が生じないかなど、国の機関としての機能確保の視点から、検討が行われた。

(2) 研究機関・研修機関等の移転

研究機関・研修機関等については、23機関の50件を対象に移転を進めることとなり、その内訳は研究機関の全部移転が2件、研究機関等の一部移転が31件、研修機関等の一部移転が17件である(表1)。なお、研究機関の一部移転とは、研究機関の部門や研究チームの移転等による、①拠点の設置など研究連携を推進する枠組みの創設、②研究連携の地方拠点の拡充とされている。

今後は、①平成28年度から導入された地方創生推進交付金⁹等を活用し、今般の移転の取組を地域イノベーションの好循環の形成等につなげていくこと、②平成28年度内に、それぞれの取組において、具体的な展開を明確にした5年から10年程度の年次プランを作成し、政府において定期的に適切なフォローアップを行うこととされ、それぞれ年次プランが作成されている。

文化庁は、平成28年7月に京都市内で約2週間の実証実験を実施。消費者庁は、テレビ会議を活用した試行や、徳島県での試行的滞在(平成28年3月に5日間、7月に約1か月)を実施。総務省統計局は、平成28年5月から7月にかけて4回にわたりウェブ会議などの実証実験を実施。

⁸ 「政府関係機関の地方移転に係る道府県等の提案募集要綱」(平成27年3月3日道府県宛通知)

⁹ 地方公共団体の自主的・主体的な取組で、先導的なものを支援するため、官民協働、地域間連携、政策間連携等による地域イノベーションや地方創生推進人材育成等の取組を推進することを目的としている。(移転基本方針)

表1 研究機関・研修機関等の移転一覧

研究機関の全部移転（2件）

移転先	対象機関	移転概要
大阪府	国立健康・栄養研究所	組織全体の移転
広島県	(独) 酒類総合研究所	東京事務所の全部移転

研究機関等の一部移転（31件）

移転先	対象機関	移転概要
青森県・高知県	(独) 海洋研究開発機構	連携拠点の設置、地方拠点の拡充
山形県	(独) 国立がん研究センター	がんのメタボローム研究分野の研究拠点の設置
宮城県・福井県・静岡県・山口県	(独) 水産総合研究センター	水産研究の連携拠点の設置等
福島県	— (※)	イノベーション・コースト構想におけるロボットテストフィールド、国際産学連携拠点の設置
新潟県・佐賀県	(独) 医薬基盤・健康・栄養研究所	研究連携に向けた協議会の設置等
石川県・福井県・愛知県・福岡県	(独) 産業技術総合研究所	研究連携拠点の設置
石川県・京都府	(独) 情報通信研究機構	地方拠点の機能拡充、研究連携体制の構築
福井県・京都府・兵庫県・広島県・福岡県(福岡市・久留米市)	(独) 理化学研究所	研究連携拠点の設置等
富山県	国立医薬品食品衛生研究所	天然物医薬品分野での研究連携拠点の設置
愛知県・鳥取県・島根県・香川県	(独) 農業・食品産業技術総合研究機構	連携拠点の設置、地方拠点の拡充
滋賀県	(独) 国立環境研究所	湖沼環境研究分野の研究連携拠点の設置
愛媛県	(独) 海上技術安全研究所	造船技術力強化を図るための連携拠点の設置
山口県	(独) 宇宙航空研究開発機構	機構の衛星運用や利活用拠点の設置
山口県	防衛装備庁艦艇装備研究所	研究所の機能拡充に合わせた補完的な研究拠点の設置

※福島県と経済産業省が連携して新たに拠点を設置。運営は福島県が新たに設置する法人が行う。

研修機関等の一部移転（17件）

移転先	対象機関	移転概要
秋田県・富山県・福井県・三重県	(独) 教員研修センター	研修の実施
富山県	(独) 医薬品医療機器総合機構	アジア医薬品・医療機器トレーニングセンター研修所の設置
石川県	(独) 国立美術館	東京国立近代美術館工芸館の移転
山梨県・岐阜県・岡山県	森林技術総合研修所	現地研修拠点の設置等
長野県・岡山県	自衛隊体育学校	合宿の実施
岐阜県	(独) 宇宙航空研究開発機構	宇宙教育活動における連携
鳥取県	(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構	職業能力開発総合大学の調査・研究機能の一部移転
島根県	(独) 国際協力機構	開発途上国の行政官等を対象とした青年研修等の研修機能の一部移転
福岡県・熊本県	環境調査研修所	研修拠点の設置
大分県	(独) 国際交流基金	「日本語パートナーズ事業」に係る一部機能の移転による研修拠点の設置

(出所)「政府関係機関移転基本方針の概要」(まち・ひと・しごと創生本部)より筆者作成

(3) 中央省庁の移転

中央省庁は、7機関（文化庁、消費者庁、総務省統計局、特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁）及びそれに関連する独立行政法人等が、「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組について」（平成28年9月1日まち・ひと・しごと創生本部決定）に基づき取組を進めている。全面移転が1件、本庁の拠点整備等が2件、地方支分部局等の体制整備が4件となっており¹⁰、その実施状況は表2のとおりである。なお、文化庁については、平成28年4月26日に設置された「文化庁移転協議会」において、随時、文化庁の移転の概要等が取りまとめられている。

表2 中央省庁の移転の実施状況一覧

	対象機関	実施状況
全面的な移転	文化庁 (独) 国立文化財機構 (独) 国立美術館 (独) 日本芸術文化振興会	文化庁の現京都府警察本部本館への平成33年度中の本格移転を目指す。なお、平成29年4月に「地域文化創生本部」を京都市に設置し、文化庁の一部を先行的に移転している。 文化庁の機能強化及び抜本的な組織改編に係る文部科学省設置法の改正等の法案を、平成30年の通常国会を目途に提出し、新・文化庁の組織体制を整備する。新たな政策ニーズに対応できる執行体制を構築し、既存の場所で運用し、最終的には京都と東京との分離により必要となる組織体制を整備し、円滑に移転を実施する。
本庁の拠点整備等	消費者庁 内閣府消費者委員会 (独) 国民生活センター	消費者庁及び(独) 国民生活センターが「消費者行政新未来創造オフィス」を平成29年7月に徳島県に開設した。周辺地域も含めた消費者行政の関係者とのネットワークを整備しつつ、分析・研究、実証実験等のプロジェクトを集中的に実施する。 徳島県において、主として関西、中国・四国地域の対象者を中心とした研修等や徳島県を実証フィールドとした、先駆的な商品テストのプロジェクトを実施する。 3年後を目途に検証し、見直しを行う。
	総務省統計局 (独) 統計センター	和歌山県に「和歌山県データ活用推進センター」を置き、統計マイクロデータ提供等の業務を平成30年度から実施する。平成29年度には、先行的な取組として、データサイエンスの推進や人材育成を柱とする産官学が連携した統計データ活用促進プロジェクトを実施するとともに、統計マイクロデータを利活用できるオンサイト施設の整備に向けた取組を実施する。
地方支分部局等の体制整備	特許庁 (独) 工業所有権情報・研修館	平成29年7月に、近畿地方の中小企業等の知的財産の保護・活用に対する支援の充実を図るため、知財総合支援窓口を統括し、ワンストップサービス機能を強化する(独) 工業所有権情報・研修館の「INPIT近畿統括本部」を、大阪市内に設置した。
	中小企業庁	地域中小企業の実態把握機能を抜本的に強化するため、平成29年4月に近畿経済産業局の組織改編を行い、中小企業庁における政策の企画・立案の高度化を推進するための新しい組織「中小企業政策調査課」を設置した。
	観光庁	各地域における観光行政のワンストップサービス化を推進するために「観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議」を平成29年度から運営するとともに、その機能を最大限に発揮できるよう、地方運輸局において必要となる体制を充実・強化する。
	気象庁	津地方気象台は、平成28年12月に三重県と共同で設置した「県防災施策に関する研究会」を通じ、関係者がとるべき防災行動を時系列で整理したタイムラインの策定を支援。また、「みえ防災・減災センター」等と連携し、防災を担う人材育成等の充実・強化を図る。

(出所) 「政府関係機関の地方移転にかかる今後の取組についてー中央省庁の地方移転 今後の取組のポイントー」(まち・ひと・しごと創生本部) 等より筆者作成

¹⁰ 中央省庁の数で件数を数えている。

(4) ICTの活用

移転基本方針では、中央省庁（文化庁、消費者庁、総務省統計局）の移転において、テレワークやテレビ会議などのICT¹¹を活用した実証実験を先行的に実施するとされた¹²。これは政府関係機関の移転が議論される中で、地方で実施可能な業務範囲の拡大の可能性という地方創生の視点からだけでなく、国家組織の在り方や行政改革、働き方改革の視点からICTの活用が重要であると認識されたためである。この先行的実施の状況を見つつ、政府全体でICTを活用した実証実験に取り組み、新しい時代にふさわしい国家組織の在り方や行政改革、働き方改革について検討し、成案を得るとされている。

これに関連し、「まち・ひと・しごと創生総合戦略（2016改訂版）」（平成28年12月22日閣議決定）では、サテライトオフィスの設置について、当面、一部の業務についての実証、試行を進めるとともに、ふさわしい業務の在り方・課題の整理等について、2017年（平成29年）夏に中間取りまとめを行うことを目途に、検討を進めるとされた。これを踏まえ、平成29年5月30日にまち・ひと・しごと創生本部事務局が、「サテライトオフィスの設置に関する検討について」を取りまとめている。また、「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）では、引き続き事業の試行等を行い、課題を踏まえた在り方の検討、平成30年度以降の取組の検討・準備等を進めるとされている。

4. 東京一極集中是正のための政府関係機関移転に関する過去の取組

(1) 筑波研究学園都市

昭和30年代後半以降の経済成長に伴う首都への一極集中を背景に、昭和36年9月、「官庁の移転について」が閣議決定された。その内容は、首都への人口の過度集中の防止に資するため、機能上必ずしも東京都の既成市街地に置くことを要しない官庁（附属機関及び国立の学校を含む。）の集団移転について、速やかに具体的方策を検討するというものであった。一方、昭和37年7月には、科学技術会議が国立試験研究機関の集団移転の必要性について提言を行い、官庁の集団移転と国立試験研究機関の集中移転計画が、研究・学園都市構想に一本化されていった。

昭和38年9月には研究・学園都市の建設地を茨城県の筑波地区とすること等が閣議了解され、昭和42年9月には、研究・学園都市に移転を予定する機関として36機関が閣議了解された。

昭和45年5月に制定された筑波研究学園都市建設法（昭和45年法律第73号）では、試験研究及び教育を行うのにふさわしい研究学園都市を建設するとともに、首都圏の人口の過度集中の緩和に寄与することが目的として定められた（第1条）。

昭和48年4月には昭和50年度末を目途に移転を行うこと等を内容とする「筑波研究学園都市の建設について」が閣議決定された。その後、昭和50年3月に閣議決定された「筑波研究学園都市移転機関等の移転時期及び施設の概成時期の変更について」において、昭

¹¹ ICTとは、Information and Communications Technologyの頭文字を取ったものであり、情報通信技術のことである。（『平成27年版情報通信白書』（総務省））

¹² 注5参照。

和 54 年度を目途に移転を行うことと変更され、昭和 55 年 3 月には 36 の移転機関を含む全ての機関（43 機関）が業務を開始した。

（２）多極分散型国土形成促進法等に基づく国の行政機関等の移転

昭和 50 年代後半から加速した東京一極集中及びそれに伴う東京の地価高騰等の問題を背景に、昭和 63 年 1 月に「国の機関等の移転について」が閣議決定され、同年 6 月には、「多極分散型国土形成促進法」（昭和 63 年法律第 83 号）が制定された。

この法律は、人口及び行政、経済、文化等の機能が過度に集中している地域からその分散を図り、それぞれの地域がその特性を生かして発展している国土（多極分散型国土）を形成することを目的としている（第 1 条）。この法律の柱の一つとして、「国の行政機関等の移転等」が挙げられており、同法第 4 条第 1 項では、国は、東京都区部（特別区の存する区域）における一極集中の是正のため、行政機関の官署及び特殊法人の主たる事務所の移転に関する基本方針に基づき、その東京都区部からの移転に努めなければならないとされている。

同法に基づき、同年 7 月に閣議決定された「国の行政機関等の移転について」において、「国の行政機関等の移転に関する基本方針」等が定められた。これにより 79 機関 11 部隊等（廃止等により現在は 70 機関 11 部隊等）が移転対象とされ、このうち 66 機関 11 部隊等が移転を完了している（平成 29 年 4 月現在）¹³。なお、これらの機関等のうち、関東圏（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、茨城県）以外に移転したのは 2 機関¹⁴のみである。

（３）国会等の移転

平成 2 年 11 月、衆参両院で「国土全般にわたって生じた歪を是正するための基本的対応策として一極集中を排除し、さらに、二十一世紀にふさわしい政治・行政機能を確立するため、国会及び政府機能の移転を行うべきである。」という内容の「国会等の移転に関する決議」が行われた。

国会では、本決議を受けて第 121 回国会の平成 3 年 8 月、衆参両院に「国会等の移転に関する特別委員会」が設置され、平成 4 年には「国会等の移転に関する法律」（平成 4 年法律第 109 号）が議員立法により制定された。この法律では、国会等の移転の具体化に向けて積極的な検討を行うことが国の責務とされ、国会等移転のための基本指針や国会等移転調査会の設置などが定められた。

政府はこの法律に基づき、平成 5 年 4 月に国会等移転調査会を設置し、平成 7 年に移転先地の選定基準等を内容とする「国会等移転調査会報告」が取りまとめられた。その後の平成 8 年 6 月には国会等移転審議会が設置され、平成 11 年 12 月に①栃木・福島地域、②

¹³ 『平成 28 年度首都圏整備に関する年次報告』（国土交通省）

移転が完了していないのは、「国立衛生試験所」（現「国立医薬品食品衛生研究所」）、「日本学術会議」、「大学入試センター」（現「独立行政法人大学入試センター」）、「通商産業検査所」（現「独立行政法人製品評価技術基盤機構」）の 4 機関である。

¹⁴ 本州四国連絡橋公団（現「本州四国連絡高速道路株式会社」）（兵庫県神戸市）及び醸造試験所（現「独立行政法人酒類総合研究所」）（広島県東広島市）

岐阜・愛知地域、③三重・畿央地域の3か所を移転候補地とする報告書が提出された。

国会では、国会等の移転に関する特別委員会において、上記の地域を中心に調査・議論が行われたものの、移転先の決定には至らず、平成15年の第156回国会において衆・参それぞれで中間報告が取りまとめられた¹⁵。中間報告では、これまでの議論を踏まえつつ、引き続き、両院の密接な連携の下に議論を進めることが必要とされた。

これをもって当該特別委員会は設置されなくなり、同年6月からは超党派による「国会等の移転に関する政党間両院協議会」において議論が行われ、平成16年12月に同協議会で「座長とりまとめ」がまとめられた。同とりまとめにおいても、引き続き調査、検討を行うとするにとどまり、その後、大きな進展はない。

5. 今回の取組をめぐる国会論議

国会では、衆議院の地方創生に関する特別委員会、参議院の地方・消費者問題に関する特別委員会¹⁶を中心に、以下のような議論が行われた。

一極集中は国の話であり、国が移転機関を決めるべきではないかという質疑に対し、石破地方創生担当大臣（当時）から、過去の取組を踏まえ、さらに前に進むためには、地方からの提案があり、ここでなければならぬという挙証責任は国が負うというやり方があるべきではないかという旨の答弁があった¹⁷。また、地方からの移転提案が却下された理由を見ると、そもそも地方移転は不可能ではないかという質疑に対し、石破地方創生担当大臣からは、政府関係機関をそこに置くことが、国民全体の利便性にいかに寄与するものなのかという移転の正当性が必要である旨の答弁があった¹⁸。さらに、中立、客観的な立場から各省庁の特性を分析し、移転すべき省庁を選び出した上で地方に提示すべきであり、今のやり方は地方への丸投げではないかとの質疑に対し、石破地方創生担当大臣から、提案した道府県や関係府省庁など、国と地方との共同作業を進めてきたものであり、地方へ丸投げしたという指摘には該当しない旨の答弁があった¹⁹。

地方移転の責任者の国務大臣としての最終決断の基準については、石破地方創生担当大臣から、日本全国で公平であること、行政の質が落ちないこと、働き方改革を重要な視点として考えている旨の答弁があった²⁰。また、移転における費用対効果を厳密に見過ぎると、東京の方がいいということになりがちなので、将来の国の在り方ということも含めた費用とメリットを考えるべきではないかとの質疑に対し、石破地方創生担当大臣から、費用対効果だけで見ることはないが、国民の負担が少ないようにすることは常に考えな

¹⁵ 参議院では平成15年6月11日に委員会で議決、同月13日に本会議において中間報告が行われ、衆議院では同年5月28日に委員会で議決、翌29日に本会議において中間報告が行われた。

¹⁶ 参議院では、第187回国会において、地方創生に関する総合的な対策を樹立するため、地方創生に関する特別委員会が設置され、第189回国会～第191回国会において、地方の活性化並びに消費者の利益の擁護及び増進等に関する総合的な対策を樹立するため、地方・消費者問題に関する特別委員会が設置された。

¹⁷ 第189回国会衆議院地方創生に関する特別委員会議録第3号10～11頁（平27.3.27）

¹⁸ 第190回国会衆議院予算委員会議録第9号25～26頁（平28.2.8）

¹⁹ 第190回国会参議院本会議録第16号2～4頁（平28.3.30）

²⁰ 第190回国会参議院地方・消費者問題に関する特別委員会議録第3号8頁（平28.3.18）

ればならない旨の考えが示された²¹。

このほか、中央省庁の移転に当たり、転勤等が発生することに関連して、職員全体にヒアリング等の調査がなされたのかという質疑に対し、牧島内閣府大臣政務官（当時）から、一般論として、実際に移転する段階での職員の異動に当たっては、職員の雇用や勤務条件への適切な配慮が必要である旨の、堂故文部科学大臣政務官（当時）から、十分な配慮をしていかなければいけない旨の答弁があった²²。

上記以外にも、移転機関決定までの手続や各機関の移転の是非等、様々な議論があった。各機関の移転については、組織の機能低下を懸念する内容の質疑が多く、関連する法案の附帯決議の中に、移転について慎重に検討する旨の文言が入ることもあった。

衆議院農林水産委員会で議決された「独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」（平成 27 年 9 月 2 日）の中には、「まち・ひと・しごと創生本部が進める政府機関の地方移転の検討に当たっては慎重に対応すること」という文言、参議院地方・消費者問題に関する特別委員会で議決された「消費者契約法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成 28 年 5 月 29 日）の中には、「消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの徳島県への移転については、本法等消費者庁所管の法令の運用に重大な影響を与えかねないため、慎重に検討すること。」という文言が入っている。

なお、昭和 63 年の国の行政機関等の移転に関する基本方針に基づく国の行政機関の移転及び移転後の業務の効率に関して、行政評価・監視の対象として検討すべきではないかとの質疑に対して、総務省から、今般の政府関係機関の移転基本方針等の状況を注視しながら検討していきたい旨の答弁があった²³。

6. 今回の取組の特徴

今回の取組の中で特徴的なものとして、①地方創生としての視点が重要とされたこと、②研究機関・研修機関等の移転が多いこと、③中央省庁である文化庁の地方移転が決まったことが挙げられる。

（1）地方創生としての視点

今回の取組は地方創生の一環として進められており、地方から移転機関の提案を募るといったプロセスが取られたことや、移転が地方創生に資するのか、地元の協力・受入体制が整っているのかといった点が重視されたことが特徴的である。

これには、地方公共団体等の協力により国の財政支出を少なく抑えられる、地方創生の機運を高められる、これまでにない発想の移転が実現される、移転後の連携がスムーズであるといったメリットがある一方、政府関係機関の実務を知らない地方公共団体等からの

²¹ 第 190 回国会参議院地方・消費者問題に関する特別委員会会議録第 3 号 25 頁（平 28. 3. 18）

²² 第 190 回国会衆議院内閣委員会会議録第 9 号 8～9 頁（平 28. 3. 25）

²³ 第 190 回国会衆議院地方創生に関する特別委員会農林水産委員会連合審査会議録第 1 号 5～6 頁（平 28. 4. 25）

提案のため、実現に当たっての課題（これまでの地域における集積・実務におけるデメリット）等が考慮されづらい、移転機関からの抵抗が予想される、地方側の負担が大きい、といったデメリットがあると考えられる。

（２）研究機関・研修機関等の移転

今回の取組では、研究機関・研修機関等の移転が多く、中央省庁と一体として移転が決まった独立行政法人等もある。当初の地方からの提案でも研究機関・研修機関等が多くあり、移転予定も研究機関等が多くなっている。

これらの移転の中には、地方拠点の設置や拠点の強化といった取組が多く、それらを一部移転と整理している。地方創生という観点や、全面移転に至るにはその地域での集積が必要という理由から、拠点の設置等という結論になったものも多いようだが、単なる組織の肥大化にならないのか、また一方で、どの程度地方に人材が移るのかわからない、看板倒れとの指摘もあり²⁴、今後の動向をよく見守る必要がある。

（３）文化庁の地方移転

これまで国会等の移転の議論など、中央省庁の地方移転が議論されることはあったが、国会対応や危機対応などの問題から、実現することはなかった。今回、文化庁の京都への全面移転が決定したことは、画期的なことであり、他の省庁の地方移転へのモデルケースとなる可能性もある。

一方、他の中央省庁については、消費者庁、総務省統計局は現在のところ拠点の設置にとどまっており、他は地方支分部局の体制整備のみである。文化庁の京都府への移転は、関西圏の中心部への移転であり、それに比べれば、消費者庁の徳島への全面移転や総務省統計局の和歌山への全面移転などがもし実現すれば、地方へのインパクトが大きいと考えられる。特に消費者庁については、徳島での拠点の活動を３年後に検証、見直しをすることとなっているので、文化庁の全面移転とあわせて、その結果に注目したい²⁵。

7. おわりに

これまでの取組や国会論議を見ても、政府関係機関、特に中央省庁の地方移転は難しいことがわかる。しかし、過去の移転の取組を検証し、参考にすることや、今回の取組でも注目されたICTの活用等により、より現実的な移転方法を考えることができるのではないと思われる。

今回の政府関係機関の移転は一定の方向性が決まり、それぞれ移転等への取組が進められている。研究機関等の移転が地方創生にどのように寄与していくのか、文化庁等の移転が今後のモデルケースになり得るのか、そしてそれらが東京一極集中の是正につながるのか、今後の動向を注視していきたい。

²⁴ 第190回国会衆議院本会議録第16号3頁（平28.3.15）

²⁵ 筆者は、平成29年8月30日、行政監視、行政評価及び行政に対する苦情に関する実情調査のため、徳島県にて消費者庁の地方移転について、現地視察を行った。

【参考文献】

「政府関係機関の地方移転」（まち・ひと・しごと創生本部）

〈<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/chihouiten/>〉（平 29. 10. 12 最終アクセス）

『国土庁史』（国土庁、平成 12 年 11 月）

『筑波研究学園都市』パンフレット（国土交通省、平成 20 年 3 月）

〈<http://www.mlit.go.jp/crd/daisei/tsukuba/img/tsukuba.pdf>〉（平 29. 10. 12 最終アクセス）

『平成 28 年度首都圏整備に関する年次報告』（国土交通省）

荒木正治「多極分散型国土の形成 多極分散型国土形成促進法案」『立法と調査』145 号（昭和 63 年 4 月）

世木義之「首都機能移転問題の経緯と国会論議－参議院の国会等移転特別委員会－」『立法と調査』238 号（平成 15 年 11 月）

「国会等の移転ホームページ」（国土交通省）

〈<http://www.mlit.go.jp/kokudokeikaku/iten/>〉（平 29. 10. 12 最終アクセス）

（とくだ たかこ）